

# 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

## 地域福祉推進委員会設置規程

### (設置)

第1条 地域の特性に応じた地域福祉活動を推進するため、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第31条の規定に基づく委員会として地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 釧路地域福祉推進委員会 合併前の釧路市の区域
- (2) 阿寒地域福祉推進委員会 合併前の阿寒町の区域
- (3) 音別地域福祉推進委員会 合併前の音別町の区域

### (所掌事項)

第2条 各委員会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について審議し、意見を具申するものとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) その他地域福祉活動を推進する上で必要と認める事項に関すること

### (組織及び委員)

第3条 各委員会の委員は、次の各号に該当する者の中から、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- (1) 地域代表
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 町内会役員
- (6) 行政職員
- (7) 学識経験者
- (8) 本会の会長、副会長

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は本会の理事の任期と同期間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 各委員会にそれぞれ委員長、副委員長を置く。

- 2 釧路地域福祉推進委員会の委員長は本会の会長とし、阿寒及び音別地域福祉推進委員会の委員長は本会の副会長の中から会長が指名する。
- 3 各委員会の副委員長はそれぞれの委員長が指名する。

- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。また、委員会における審議の経過及び意見について会長に報告するものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 各委員会の会議は、それぞれの委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて助言又は意見を徴することができる。

(部会及び専門委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会又は専門委員会を設けることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務課及び各支所において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成17年10月11日 規程第4号)

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日 規程第40号)

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附 則 (平成21年 5月26日 規程第1号)

- 1 この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。
- 2 施行日において委嘱した委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成23年4月30日までとする。

附 則 (令和3年 5月31日 規程第7号)

この規程は、令和3年 6月16日から施行する。